

平成29年3月17日

学生のみなさんへ

理事・副学長（学生支援担当）

南風原朝和

学生団体の活動に当たって

本学では、みなさんが自主的・自律的に学生団体を運営し、様々な交流の中で文化的・体育的な活動を行っていることについて、コミュニケーション力や行動力を備えた学生として成長していく上で意義深いことと考えています。

ただ、残念なことに、学生団体の中には、本学学生が加入を希望しても、性別、国籍、年齢等により、入会資格等に制限を加えている団体も見受けられるとの報告があります。

みなさんもお承知のとおり、「東京大学憲章」では、「東京大学は、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める。」とし、「大学の構成員の責務」として、「東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。」ことが謳われています。

学生団体の活動に当たっては、このような理念等を踏まえ、その在り方を改めて確認し、4月以降の新入生への勧誘活動や自主的・自律的な活動に活かされていくことを望んでおります。